

ナイジェリアにおける土木工学 指導について

昭和42年3月

中近東・アフリカ計画派遣専門家

松 野 操 平
ソウ ノ

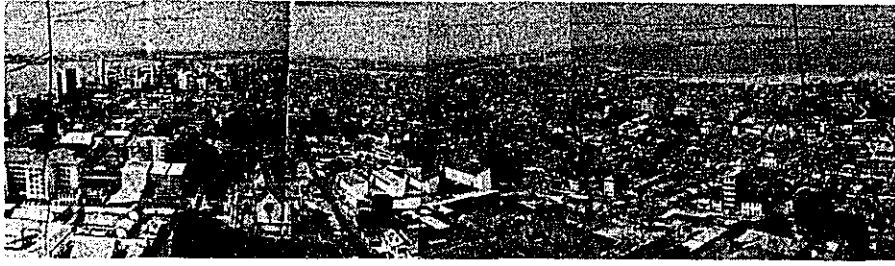
海外技術協力事業団

Overseas Technical Cooperation Agency

524
61
EX

国際協力事業団

受入 月日	'84. 3. 21	524
登録No.	01063	61
		EX



ラゴス市全景 (Independence House 屋上からアフリカ本土側を望む)



市内の高層建築現場

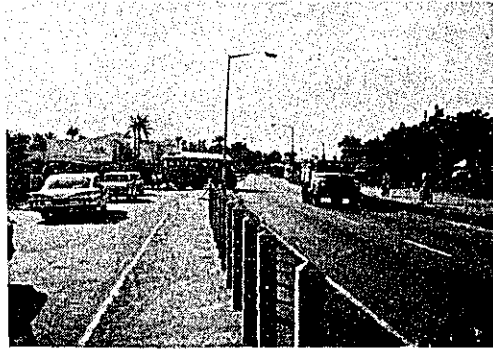
JICA LIBRARY



1064817[8]



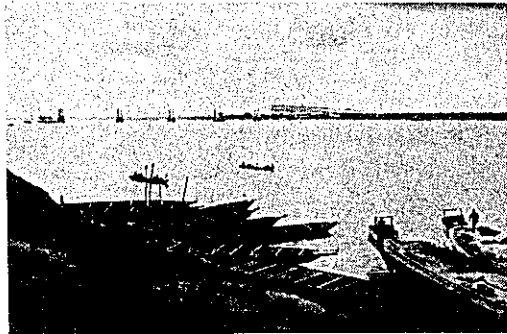
ラゴス第2メインランド
ブリッジ架設現場 (西
独 Julius Berger
社の施工)



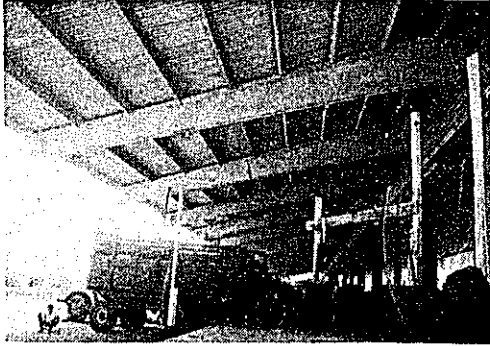
ラゴス幹線道路の復々線化



第2メインランドブリッジ
のPCケーブルコーン（工
法には西独レオバ工法を採
用している）



ナイジャー川に架設中のナイ
ジャーブリッジ（現在有料橋
として区に共用開始している）



ラゴス港に新築された倉庫
(PC構造)



活況示すラゴス港
(設備は極めて優秀)



ラゴス港拡張工事に
ともなり浚渫工事
(この入江に漁港建
設の計画がある)



1963年建築学科卒業生と卒業記念写真
(中央民族服を着ているのは学長)



ナイジェリア政府から給与された官舎

目 次

I	本援助実現までの経緯	1
II	ヤバ工科大学 (Yaba College of Technology)	2
III	講義について	2
IV	学生のレベルについて	4
V	設 備	4
VI	聯邦教育省 (F. M. E.)	5
VII	聯邦開発省 (F. M. E. D)	6
VIII	聯邦公共事業省 (F. M. W. S)	6
IX	住居について	7
X	各種手当と専門家に与えられた権利	8
XI	現地での日常生活について	10
XII	休暇旅行	11
XIII	本援助の効果と問題点	11

まえがき

1963年10月10日、中近東アフリカ計画に基づく技術援助派遣専門家としてナイジェリアの首都ラゴス国際空港に降り立つたのは、もう3年も前のことになった。無事任務を終えて帰国した今、過ぎし3年間を振り返ってみると、それは色々の意味で私の全ての過去の中でも最も有意義な一頁となつてゐることを発見する。ここに興味深かつたこの一頁をひもどき、読み返し、反省してみたい。同時にこの反省が少しでも後任者の参考になれば幸である。

I 本援助実現までの経緯

“ナイジェリア聯邦共和国”の經濟、文化、政治は多くの面で外国の援助に依存している。長い間の経験から、この国の外国援助受入れ組織は、他の部門に較べむしろ整備されている。

技術援助についての申請から受け入れまでには一般に以下の様な手順がふまれている。

- (1) 各組織から聯邦政府開發省 (Federal Ministry of Economic Development ; 以下 F.M.E.D. と略す) に対し細目とともに派遣要請
- (2) 同省で部門毎に整理、優先順位をつけるとともに国内で都合のつくものはできるだけ内部で処理する様にする。同時に申請内容を検討し緊急を要しないものについては却下する権限を持つている。
- (3) 援助国の選定と割ふり、外務省および公館を通じて各国に提示。
- (4) 援助国からの応諾
- (5) 専門家の受け入れと申請を行なつた各組織への配置。

私の場合は慢性的なスタッフ不足に悩まされている国立ヤバ工科大学から所轄官庁である聯邦政府教育省 (Federal Ministry of Education 以下 F.M.E. と略す) 宛土木工学科教育スタッフ人員補充の申請があり、同省は関連官庁である聯邦政府公共事業省 (Federal Ministry of Works and Srveys 以下 F.M.W.S. と略) 宛人員割愛の依頼を行なつた。F.M.W.S. としては自省内の若手技術者を多数、給費学生として当大学に派遣している関係で、この依頼を断わることができない事情にあつた。しかし F.M.W.S. 自体、もともと人材の乏しい上に最近の工事量の増大で同省はとても大学で教えられる程の人間を外に出す余裕等なかつた。そこで同省は外国の援助を仰ぐことにし、F.M.E.D. に専門家の派遣斡旋を依頼した。申請を受けた同省がこれを日本に持ち込むことにしたのは、別に深い検討があつたわけではなく、「日本にでも頼んでみようか」という程度の、軽い気持であつたらしい。同省の担当者のお話では、もし日本が断わつて来たら印度かイスラエルに要請を行なうことになつていたとのことである。以上の経緯から、赴任後ナイジェリア政府内において私の身柄は一応申請を行なつた F.M.W.S. におかれ、即日 F.M.E. に出向、同省よりヤ

バ工科大学、土木工学科講師に任命されると云う取扱いがとられた。

このため、私に関する公的事項は、大学、教育省の外に、常にF.M.W.S.を通じなければならず、一般のケースよりややこしくなっていた。私の後任者からはF.M.E.から直接F.M.E.D.に要請が出されることになるので、それだけでなくも遅いこの国の事務手続を更に遅延させていた要因の一つはなくなつた。

II ヤバ工科大学 (Yaba College of Technology)

私が配属されたこの大学はもともとナイジェリア政府各機関の技術職員を訓練するTechnical Instituteとして発足したもので、大学に昇格したのは私の着任4ヶ月前の1963年6月であつた。昇格と同時にそれまで政府職員に限定されていた窓口は一般にも開放され、その後3年の間に政府給費学生に対する私費学生の割合は次第に増加する傾向にある。しかし現在でも学生の半数以上、(学科によつては100%、土木工学科では80%程)は政府技術職員で占められている。

大学の構成組織、教育陣容、学生数等については表-1を参照されたい。

III 講義について

当大学における講義の内容、程度については、各学科とも英国のC.G.L.^{注1)}I.該当資格認定試験を目標としており、ここで要求される課題を全てカバーすることになつている。大学の教育指針書もこの趣旨に沿つて作成されている。即ち、学生は英国の各専門職資格試験に合格する様教育されるわけである。外国崇拜過乗気味の日本でも、さすがにここまでは徹底できないところである。とにかく講義自体は英国のレベルで行なわれているわけである。

私の担当した学科の内応用力学に例をとると、その講義範囲は表-2の如くである。

講師の勤務時間は朝7時45分から、11時15分~11時45分の30分のbreak timeをはさみ、午後2時迄である。この間講師は原則として、

注1) City and Guilds of London Instituteで発行するCertificate

講義のない時でも大学講内にいなければならないことになっている。但し大学と隣接する教育省官舎構内も学内に含まれているので、講義のない時は家に帰つて食事をつつたり休息したりすることができる。

学生は上記の6時間ほぼぎつしりと授業がつまつており、従つて1学科の全講義時間は6(1日の授業時間)×5(1週5日制、土曜は休み)×5(土木工学科のクラス数)=150時間/週となる。これを講師が分担するわけだが、土木工学科の定員は講師3、助講師3、教官3、助教3、計12人であるから、もし定員が完全に満されていても平均1人12~13時間を分担しなければならない。

教育スタッフが充実していない学期には負担は更に重くなる。私の任期中最もスタッフの手薄だつた1964年のacademic seasonには、私は週19時間、3課目を担当した。

土木工学課の主要課目は、応用力学、構造原理、構造設計、コンクリート工学、材科、測量、土質力学、都市計画、道路、水理学、示方書、等の専門課目、数学、物理、化学、等の基礎課目、法律、経済、等の一般教養課目である。

授業は短いもので1時間、長いものは連続3時間づつ続けのものもあり、講義時間が長いと講師も学生も疲労困憊その極に達する。授業の雰囲気は学生は非常に積極的で、わからない時ははつきりわからないと云い、わかるまで質問をくり返す。ここではわからないのは自分の頭が悪いからではなく、教師の教え方が悪いと云うことになる。即ち、この国の学生は、勉強もろくにしないで、授業内容のわからないのは全て教師の責任と考え、分らぬ場合学生はこれを分らせてもらひ権利を持ち、教師は分らせる義務を持つ、と云う考え方のものが多い様である。この為講義の速度がにぶるので、優秀な学生には誠に迷惑な筈であるが、彼等は余りこれを気にしない様である。

これはナイジェリア人の国民性である相互扶助の精神と、自己の義務を怠り権利だけは最大限に主張する彼等の特徴が悪く現われている一例である。この様なことでは、発展の速度を常に最もおくれた層に合せなければならず、大学の授業に限らず社会一般の発展でも大いにマイナスになっている。

とにかく誠になじみにくい学生気質であり、これを如何に処置するか、が

全ての教師に共通の困難となつている。私の任期中に5人の教育スタッフ（英2、米2、ナイジェリア1）が大学を追われたが、この内学長（英）が学内スタッフの内紛が原因で、外交手続で追放された外、他の全ては上に述べた様な学生気質になじめずトラブルを起し大学を去つたものである。

IV 学生のレベルについて

前に述べた如く英国のレベルで行なわれている講義に対し、学生のレベルは一般に比較的低い。

ヤバ工科大学の学生は中等学校を卒業して各官庁の採用試験に合格し、1-2年の実施訓練の結果を参照し、能力、将来性とも十分と確認されたものが推薦され、更に大学側で実施する入学試験に合格したエリート達である。したがって入学迄に既に3回も社会的なフルイにかけられた優秀な人間であるはずである。ところが、実際は日本の大学の1~4年に該当するこのコースの学生の實力は、日本の高等学校上級学年から大学の教養課程程度と考えると間違ない。

V 設 備

当大学は発足当時、実習、実験等の設備が不足し、相当期間講義重点の教育が行なわれて来た。この様な実施面での教育不足を補うために、当大学では独得の教育方式（サンドウィッチシステム）が採用されて来た。この方式によると、学生は1年間のacademic seasonの後、1年間のpracticeの期間を持ち、更に後期1年のacademic seasonを終えてはじめて資格を与えられることになつている。

その後、1960年の共和国独立に際し、英国B.S.社から5億円にのぼるcreditが与えられ、諸設備、特に実験実習設備が飛躍的に充実したので上記のシステムには其の後若干の修正が加えられた。現在ではpracticeの1年は、2年のacademic seasonの前でも間でも後でも、好きな時にとれる様になり、同時に実地訓練の規格規定も相当緩和された。

B.S.社Credit以後も、聯邦政府の予算で、設備は徐々に改善されつつあるが、運営をまかされたナイジェリア側の経験不足による不手際や、セク

ト主義、部族主義に禍いされて円滑に行なっていない様である。例えば、印刷学科はここ数年来新型印刷機の購入を申請しつづけているが、その予算は毎年、他の“不測の支出”に喰われている。

ここ3年間の設備拡充の中で最も目覚しかつたのは、スイスの技術援助で、1964年大学内の一学科として新設された時計学科とそれにもなり機材、人材(2人)の供給である。

学科新設に必要な経費はスイス政府が受け持ち、機材、人材はスイスの某時計メーカーが提供した。貿易制限前のこの国の繊維市場を日本が抑えていたのと同様、時計部門においてはスイス製品が末端にまでおよんでいた。これを更に徹底させるためにはAfter service面で組織をより充実させることが要求され、これを政府がバックアップしたものである。

設備についての一般的問題は、①保有機材にアンバランスがあること、(不具合に高度な施設あるかと思えば基本的なものがない、と云つたケースが多い。)②施設を活用できる人材が少ないこと、③予算のとり方が不適當であるため、施設を使用するのに必要な消費材が不足がちであること(例えばコンクリート関係の実験でミキサーはあるがセメント、砂利等がなかつたことがある。

以上の様な理由で設備は必ずしもフルに活用されていない。)

また図書館には、教材用として適当なテキスト類が質量共に不十分であることも教育効果をあげる上で妨げとなつている。

VI 聯邦教育省 (F. M. E.)

この省でナイジェリアの国立学校の直接管理、およびその他公立私立学校の行政を総括している。主な組織を表-3に示す。

この中で特に専門家と関係が深いのは、Advisor on Technical Educationである。ここでは教育関係上級スタッフおよび全Technical Assistanceの厚生、人事、手当等についての事務を扱っている。色々な問題が生じた場合、私が最も多く接触した部局の一つである。英国は常にこのPositionを人事的に抑えており、他の国々も大使館レベルでこの部局との接触を密に保っている。日本大使館もこの部局との連絡をもつと密にすれば、

派遣専門家の雑用がへり、活動がやり易くなると思う。例えば、専門家の着任後、自動車の購入までの間、ナイジェリア政府は専門家に対し、Transportationについて責任を持つことになつている。しかしこれを個人的に交渉していると非常に時間がかかる。他国の例をみるとこれらの国家間の約束事項については、大使館の業務として相手国側と交渉しており、専門家着任のその日から十分の活動を行なえる態勢を作つている。

VI 聯邦開発省 (F.M.E.D.)

本省内 Technical Assistance Division で技術援助関係業務の総括的とりまとめを行なつている。

即ち各部門、各組織から提出された要請をとりまとめ、国家的見地からその優先順位をきめ、これを相手国側に割り振る等、外交手続に乗るまでの一切の事務を行なつている。

F.M.E.P. ではまた、専門家の法的な保護、国と国との約束事となつている事項の実施をチェックする等の業務も行なつている。従つて専門家とその所属省との間の折衝で処理し切れない問題はこの Division に持ち込まれることになる。しかし各国とも大使館が専門家の所属省間の連絡を密にとつており、とくに深刻な問題、例えば専門家が事故で死亡する。等の事態が発生しない限り、普通の事務的事項外の折衝はない様である。

VII 聯邦公共事業省 (F.M.W.S.)

前にも述べた通り、私はこの役所からの要請で派遣されることになつた。そしてこれが土木工学科と関係の深い官庁であることを、たとえ一日にしろここに籍を置いたこと、学生の多くはこの役所の技術職員であること、等から、上記2省の外では最も関係の深かつたものである。

オフィシャルな関係としては、担当クラスの学生の成績を、雇用主であるこの省に報告すること、教育関係の資料を得ること、現場見学を行なう時連絡すること等であり、更に私的に建設関係資料を得る場合の最も大きなデータソースであつた。関係組織は表-4の如くなつている。

X 住居について

ナイジェリア政府が各件毎に相手国政府ととりかわしているアグリーメント、および技術援助に関するナイジェリアの国内法には、後で述べる如く、専門家の法的保護、到着後或る期間内の物品購入免税処置、住居、自動車、電話等各種手当の給与、医療を無料で行なう、等の事項がきめられている。その内でも住居は専門家の経済的、公的活動に最も影響が大きいものである。

教育省はラゴス各地区に英植民地時代からの官舎を保持しており、更に最近の教育機構の拡大とともに、多くの教育関係スタッフのための官舎が建てられた。更に第一回軍事革命後は軍事政権が外国援助を重視し、外人スタッフ優遇の方針を打ち出して前閣僚、代議士等が使用していた官邸を外人専門家の為に開放したので、住宅事情は相当改善された。幸いヤバ工科大学は、大規模な教育省官舎地区に隣接しており、通勤距離も短く（5分以内）、全教育関係機関の中でも恵まれた環境にある。しかしその後、軍事政権最高主脳部の方針にも拘らず、軍人およびそれに連なるナイジェリア人達が多数、ワイロと情実でこれ等官舎に流入する傾向を生じたので、再び外人関係者の住宅事情が悪化するきざしが出ている。

これらの官舎は、本人からの申請を受け教育省がこれを審査し、住宅省に伝達すると、ここで最終的に居住許可証が発行され、実際の維持管理を行なっている公共事業省公共事業部〔Public Works Department; P.W. P. と略す〕宛入居の手続を行なう様指示が送られ、本人に給与されることになる。

官舎は1.2.3 級に分けられ、教育省は申請者のランク、家族構成等を参照し、申請された官舎が不相当と認められた時は他の官舎を割りふることがある。

1 級は原則として大学学長、各部局長以上の人々のためのもので、2 階建、2、2~3 のトイレットバスルーム、ベッドルーム4、応接間、食堂、台所、配膳室、各1、を持ち、1~2,000 坪の庭のついているもので、日本人には無益に大きい代物である。私は何の間違いかこれをあてがわれたが維持費がかさむばかりで少しも有難くなかつた。担しこの級の家にはエアコンディショナー、電話がついているのでこの点では便利であつた。

3 級官舎は平家建て、部屋割りには2 ベッドルーム、トイレット、バスル

ム、小配膳室、ダイニングキッチン、応接間、各1で部屋の大きさも適当に小さく一番日本人向きである。担しエアコンディショナー(必需品)は1級以外は取付けられてないので自分で買わなければならない。2級は1級と3級の中間的なものである。各級共使用人のための住居が別棟となつてついであり、ガレージを持つている。家賃は1級で月£30(3万円)、3級で£15(1万5千円)程度、担し専門家の場合は無料である。

もし住居を与えられない場合、またもし与えられても本人が不満足で受け取りを拒否した場合は、次の斡旋のあるまでホテル住いを余儀なくされる。ナイジェリアはおそらく世界一ホテル代の高いところで、一カ月もホテルにいと今の専門家の給与では忽ち破産してしまう。(表-5)にホテル代の一例を示した。これはいづれも一流ホテルであるがナイジェリアでは一流ホテルでないと迫れない点が他の国と異なる。この下になると2.3.4流を飛ばして一挙に1日5シリング程度(200円)のおそるべき5流ホテルとなるホテル代は手続をふめば1人1日7シル6ペンス(375円)の個人負担分を除き後で政府が払い戻して呉れることになつている。担しそれには短い場合でも3カ月長い時は2年も時間がかかる。その間の資金繰りができないのでなるべく早く官舎に入ることが望ましい。学期始め(9月)にはなるべくよい家に入るべく外人スタッフは血眼になつて奔走している。

X 各種手当と専門家に与えられた権利

(1) 自動車手当

専門家は自動車を買つたその日から1月£15:18^s(1万5千900円)の自動車手当(Basic car allowance)を支給される。これは日本の通勤手当に当るもので、休暇旅行中は一時停止されるが帰任後その期間中の分も含めて再び支給される。この外、公務に自分の自動車を使用した場合(例えば実習のための現場見学)には1 mile(1.6 km)につき3ペンス(1.2円)のMileage car allowanceが支給されることになつている。担しこれも、受け取りまでに時間がかかるので、公用にはできる限り大学の車を使用するのがよい。

(2) 物品購入時の免税処置

専門家は着任後の一定期間、物品の購入または海外からの持込みについて免税処置を受けることができる。この権利の有効期間は国によつて異なり、英国の場合は3カ月、日本は6カ月となつている。これは各国から船便で物品を送る場合の所要日数を参照してきめたものである。

日本から送られた荷物を受取る場合、専門家の所属する省庁の長を通じ、ナイジェリア聯邦政府大蔵省 (Federal Ministry of Finance) の関税委員会議長 (The Chair Man, Customs & Exercisesboard) 宛免税処置を依頼する文書を提出し、その返事として送られる許可証を持つて荷物を受け取りに行けばよい。担しこの場合も文書のやりとり時間がかるので、大使館さえ理解して呉れば、直接大使館宛の荷物として発送し、現地でもその様を取り扱いて荷物を受け取つてもらえば最も簡単安全である。物品を現地で買う場合の手続も同様であるが、上記の文書に何故同種物品を本国から送らなかつたか、その理由 (運搬距離が長く、運賃の関係で高価になると云う理由で十分) をつけ加えることが必要である。最近はこの手続きが能率的になつて来たが、なるべく着任早々にやつておくことが望ましい。

(3) 専門家の法的保護

万一専門家に事故が起つた場合、ナイジェリア政府は本人の法的代理人としてこれを保護することになつている。非常に稀なことだが、以前アメリカの専門家が交通事故で死亡したことがある。この時は、その後の補償問題その他一切の処置を聯邦法務省 (Federal Ministry of Justice) により指名された政府 Agency 弁護士が行なつた。この様な法的保護は専門家の休暇中の海外旅行期間中も有効に働いている。旅行中専門家は聯邦政府行政管理省 (Federal Ministry of Communication) より発行された leave certificate を保持し、万一事故ある場合はもよりの在外公館 (ナイジェリアの) に連絡し保護を受けることになる。

私の在任中、ラゴス近郊のゴム工場建設のため民間ベースの援助で来ていた日本人が交通事故で死亡したことがあつた。この場合は契約書に何等この様な場合の法的保護について取り決めがなかつたので犠牲者は誠にお氣

の毒であつた。

XI 現地での日常生活について

(1) 一般

首都ラゴスに関する限り、日常生活における問題は殆んどないと云つてよいだろう。確かに物価は高く、生活費は日本の4～5倍程かかるのは事実である。しかし一方、所得の方も日本の7～8倍程であるから、生活程度はむしろ相当高いと云える。

(2) 病氣傷害等

生活上問題があるとすれば、それは、事故、病氣等の偶発的なものの中にある。

技術的援助派遣専門家に関するナイジェリアの法律によれば、専門家の医療については全てナイジェリア側で責任を持つことになつている。しかしこれはナイジェリアの国立の病院にかかることを前提としており、病院、医師の選択の自由は全くない。もし国立病院が信頼できるものであればこれで全く問題はないわけである。しかし国立病院の設備、医師は質量ともに誠にお寒い状態であり、軽い病氣、負傷ならともかく、生命にかかわる場合等にはとても心配でまかせきれない代物である。前述の民間ベースでプラント建設に来ていた日本人技術者の場合も、私は病院の処置が適切でなかつたため、助かるものも助からなかつたのではなかつたかと思う。この人の場合は事故後ラゴスの国立整形外科病院に収容されたが、例えばレントゲン写真のとり方、判読の仕方がでたらめで、死後の司法解剖の結果では頭蓋骨折があつたと云われているのに、事故直接のレントゲン検査では“ No fracture, don't worry ”であつた。治療もペニシリンその他抗生物質の注射一本やりで、黒人3人と相部屋で小さな病室に入れられ、蚊に喰われ放題、十分な看護もなく、1週間苦しみ続けて死んで行つた。死亡時の状況から考えて、おそらくペニシリンショック死ではなかつたかと思われるが、私の知る限り病院側からは死因について納得のゆく説明が得られなかつた。

交通事故は極めて多いが文字通り野蛮な運転が多く、こちらがいくら注

意していても避けられないケースが多い。その上、事故を調査する側の警察、法的処理を行なり司法機関がこれまた野蛮と来ているので、事故に見舞われたら、余程ナイジェリアの事情に通じ、時間をかけぬ限り、たとえ殺されても先ず泣き寝入りの外はなかるう。

XII 休暇旅行

ナイジェリア政府の職員は全て Vacation Leave をとることができる。これは日本の年次および特別休暇を合わせたものである。また本人が希望すれば、休暇中旅行することがゆるされ、旅費が支給される。日本人の場合、休暇を権利としてフルに使うことは余り美德とされていない様だが、この国では外国人も含めて、この休暇（休暇旅行）を如何に有効に使つたかは人々の自慢話となる。休暇旅行は本人の出身国首都までを原則とし、この間の交通費（切符で支給）と若干の荷物手当（ $\text{£}30$ 、3万円現金で支給）が支給される。日本はナイジェリアと非常に離れているので、支給された切符を変更して世界中好きなところを旅行できる。

担し日本を除き、専門家の休暇旅行の経費は派遣国側で支給しているので、ナイジェリア側からこの金を引き出すには相当の政治力を要する。休暇旅行中は日本で発行された公用旅券を返還し、新たに現地大使館で一般旅券を発行してもらい、ナイジェリア政府に自分保証をしてもらうことになる。

旅行期間は公務に支障を来たさぬ範囲と云うことであるが、大学は7月1日から9月20日頃まで休みであるので、一般日本人旅行者にはできない、時間的にゆとりのあるのんびりした旅行を楽しむことができる。

XIII 本援助の効果と問題点

私は本援助における第一人称的人間であり、もしここでその効果について云々してもそれは主観的な、我田引水に終る可能性がある。またもし客観的な意見を述べたとしても読む人は必ずしもそのように受けとつてくれるとは限らない。一方、私の活動したナイジェリアは日々動揺している国である。従つてもし本援助の問題点を列挙しても、必ずしもそれは固定的なものとは限らない。現在の時点では既に消滅した問題もあろうし、新たに加えられる

可き問題もあるだろう。

私が以下に述べる事項は2年10カ月と云うほんの僅かな期間、教育および建設と云う限られた断面を通じて得られた結論に過ぎない。

(1) 本援助の影響の範囲と持続性

前に述べた如く、当大学土木工学科の学生の内80%は聯邦および各州政府の技術職員の中から選ばれて派遣された給費学生であり、将来これらの役所で中堅または上級官僚となるべき連中である。^(注2)

3 academic season 中に手がけた学生は500人近くであり、これが各州、各機関に吸収されて行つたわけである。東洋人の教官は私の着任まで前例がなかつたため、日本人に教えられた事実はかえつて彼等の記憶に深くきざみこまれたことと思う。即ちこの限りにおいては本援助の範囲、持続性は共に相当大きいものと考えてよい。これらの学生が政府内で政策立案者となるまでには猶10年位かかるだろう。したがつてこの援助の効果が日本の実利となつて現われて来るのはその先のことである。

ナイジェリアでは官僚に限らず一般に昇進も早い代りに新陳代謝も烈しいので、援助の効果が比較的早く上る反面(10年は決して長くない。)援助を中止すればそれと同じ速度で折角の効果は再び0になつてしまうだろう。

(2) どのような形で影響が実利となつて現われて来るか?

先ず、日本も土木技術の面で与えるべき何ものかを持つてゐることを彼等に認識させることができる。そもそも最初この部門での日本の技術援助を要請することになつたのは、彼等に日本の土木技術に関して高い評価があつたわけではない。政府担当者のほんの気まぐれ、思いつき、から実現したものである。しかしそれでも日本の技術を彼等に認識させるよい機会となつたことは間違いないと思う。これは彼等に日本の実利と結びついた計画を立案させる潜在的な力となるであろう。云うまでもなく、この国は英国を筆頭とする西欧諸国の強い経済的影響下にある。しかしそれでもこ

(注2) 学生数は「普通学士コース(Ordinary Diploma Course)」[「級学士コース(High Diploma Course)」各第一、二学年の定員は各々70、50、30、10人である。その1965年の内訳はF.M.W.S.から100人、各州政府より30人民間会社(B.S., Costain, Taylor Wood etc.)私費学生各15人であつた。

の国のかかえる多くの問題の中には欧米に頼るだけでは解決できないケースが多くあるものと思う。その時彼等の頭に浮ぶのが、昔彼等を教えた“優秀”な先生の国“日本”と云うことになれば誠に好都合である。「それがどの様な形で具体的に現われて来るか」第1陣をうけたまわつた私には現段階で予言することはできない。

(3) 本援助の問題点について

以上のことから、現在の段階で重要なことは、今直ぐ本援助から実利を追求することではなく、将来の実利のために本援助を持続することであることを認識して戴けたことと思う。そのためには専門家として引き続き派遣する人を確保することが大事である。そして人を確保するためには、本援助が派遣専門家となるべき人々に魅力あるものとするのである。この点、「技術援助には苦勞がともなりもの」と云うのが定説になつており、ピースコー（平和部隊）と同じような個人の苦勞が要求されているのは残念なことである。これは他の国の専門家が楽しみながら働ける環境にあるのと全く対象的である。この様な事情を肯定する考え方は、原爆に対して竹槍で戦う思想につながるものである。しかし私は決して物見遊山的なものにしろと云つてゐるのではない。専門家の一番の喜びは彼等の肉体的精神的苦勞を正しく評価してもらうことであらう。「専門家とは苦勞すべきもの」「苦勞して当然」「技術援助のような半端仕事等にかかわつてはおれぬ」等と云う考え方がもしあるとすれば、専門家には全く救いがないことになり誠に残念なことと云わざるを得ない。滞在2年10カ月を振り返り、私は技術援助の問題点は相手国側ではなくむしろ日本側にある、と感じている。

(4) 問題の解決にはどうすればよいか？

現在のところ現地における技術援助およびその派遣専門家に関する業務は大使館で行なわれている。人員、予算にしばられている大使館としては、現在のところ「今すぐに形をとらなつて日本の利益とつながらない技術援助」まで十分手がとどきかねるのは止むを得ないことであり、専門家もこの辺はよく理解していると思う。しかし大使館が今追い廻されている日本商社の活動擁護に較べ、技術援助に関する業務は本当に第2第3義的な意

味しか持たぬ半端仕事なのであろうか。長期的な見通しのできるものなら誰でもそれが明らかに誤りであることに気づくに違いない。しかし、私が真に恐れるのはこの様な現状自体よりも、この様な現状を正当化する為に作り上げられる色々の口実である。

一番望ましいのは、現在の技術援助関係機関の主力をできる限り現地に移し換えて行くことだが、せめて現在の現地担当機関に“学習”をして戴き、技術援助の意義について認識を高め、更に技術援助についての相手国側の受入れ事情を研究し、せめて国家間の約束事となつてゐることだけでも実現に協力してもらいたいものである。

矛盾が全て専門家に継寄せられる不十分な態勢で行なわれる竹槍的技術援助では今後色々のトラブルは避けられないし、結局日本の国としての利益にも反することをよく認識して戴きたい。

あ と が き

3年間の後進国生活で、日本古来の美德である「いいたいことを云わぬ精神」がうすれたため、内容にはややさしさわりあるものもなきにしもあらずだが、日本の技術援助の正しい発展を望み、卒直に実感を述べたことを理解して戴きたい。

表 - 1 ヤバ工科大学の組織

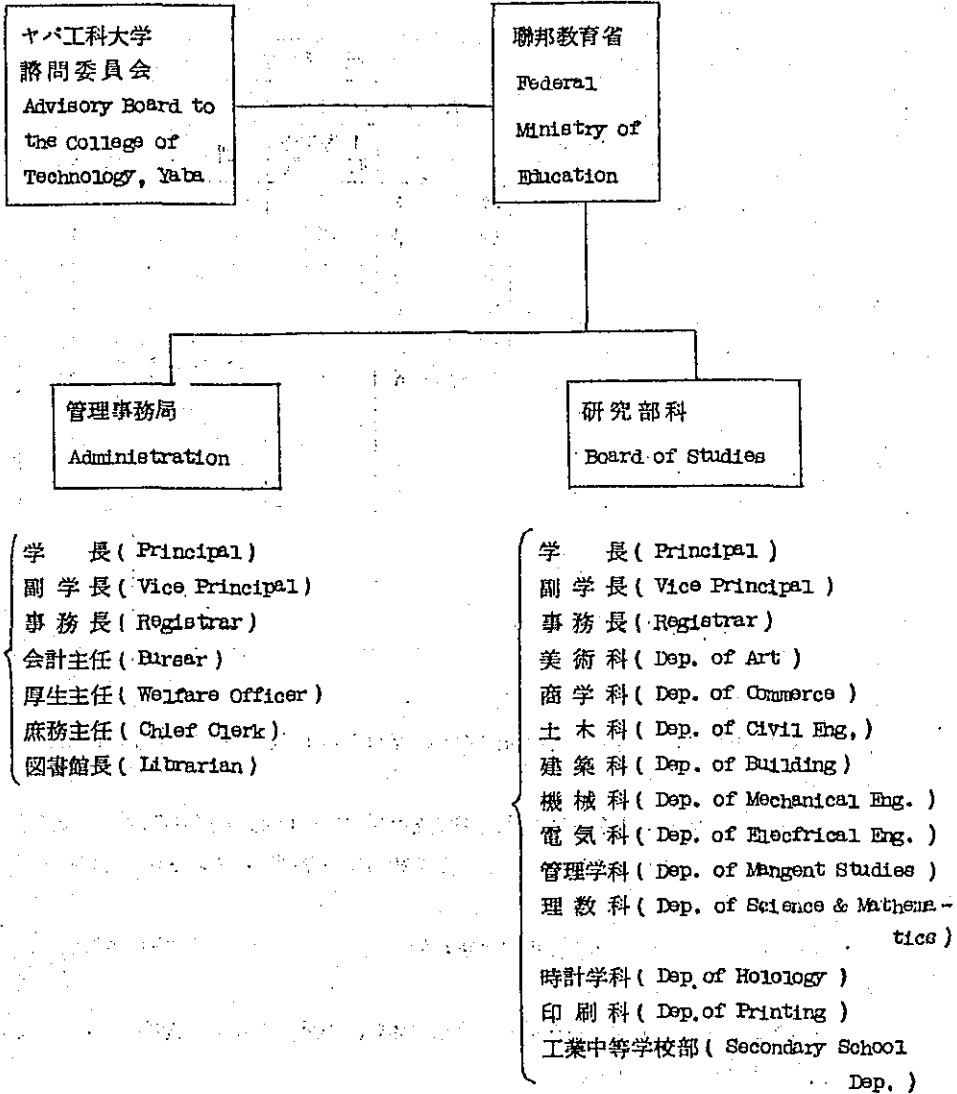


表-2 課目構成

(1) 土木工学科の履修課目

普通学士コース				上級学位コース			
第1学年		第2学年		第1学年		第2学年	
課目	1週履修時間	課目	1週履修時間	課目	1週履修時間	課目	1週履修時間
数学	6	数学	4	数学	4	測量	6
科学	4	科学	4	測量	8	構造	4
測量	4	測量	2.5	構造	7	積算	4
応力*	5	土質工学	2.5	施工	4	土質力学	4
建築	4	構造	1.5	材料	4	示方書	4
積算	1	水理学	1.5	一般教養	3	コンクリート学	5
示方書	1	応力	1.5			一般教養	3
製図	4	建築	3				
一般教養	1	積算	1.5				
		示方書	1.5				
		製図	4				
		材料	1.5				
		一般教養	1				

(2) 上表*印の講義内容

一般静力学：力の平衡と解法、力線図、力の方向成分、平行力の平衡、モーメント、図心、3次元力の解法。

梁：集中荷重と等分布荷重を受けた静定梁の支点反力、梁断面に働く剪断力と曲げモーメント、単純梁、片持梁における集中荷重による剪断力及び曲げモーメント図、矩形断面を有する梁の曲げ応力度

トラス：静定平面トラスの図式解法、集中荷重を受けるトラスの支点反力の図式解法、同上計算法

動力学：一定速度、一定加速度、一直線上の質点の運動、運動の方程式、質量、重力、重量、力、運動量、マサツ、マサツ係数

機械：Simple Machines、滑車、Screw Jack、Velocity Ratio、効率

材料の強度と弾性：荷重、応力、歪、および軸力を受けた部材の応力と歪の関係、弾性、剪断応力、弾性限界、安全率、実応力、セメント、配合の設計、コンクリートの品質管理、コンクリートおよび骨材の管理、コンクリートの運搬と打込み。

表 - 3 聯邦教育省の組織

大臣

事務次官

事務次官、教育最高顧問

政務事官 I

II

秘書官

事務次官補 正

副

管理部

財政課、省内会計検査課、行政管理課、文書課、職員福祉課、情報課、法制課

教育振興部

統計課、計画課、学校建設課、学生課

国際教育部

海外援助担当課、ユネスコ国内委員会課

視学課

教科課程課、小学教育課、中等教育課、工業教育課、教育養成課、高等教育課、成人教育課、特殊教育課

学校教育サービス部

視聴教育、教育ラジオ、テレビ課、科学実験課、試験指導課、美術課、学校厚生課、奨学金課、課外活動課、体育課、教育保険課、ユネスコ代表課、国立学校課

文化財部

記録部

表-4 聯邦建設省土木関係組織

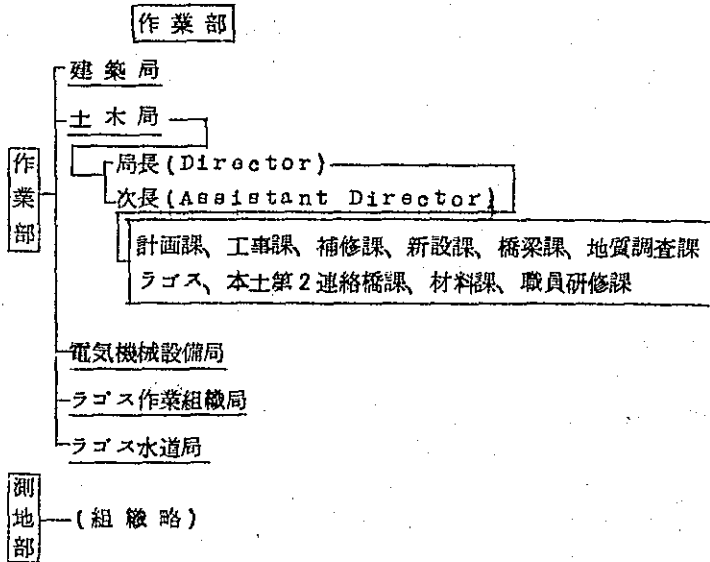


表-5 ナイジェリアの主要ホテル料

ホテル名	Single	Double	注
Air Port Hotel	£4:0:0	£8:10:0	ラゴス Ikeja
Niger Palace Hotel	£2:10:0	£4:10:0	ラゴス Yaba
Regent Hotel	£200:0:0	£320:0:0	食器、ボーイ、電気水道代を含む1ヶ月分
Ibadan Catering Rest House	£2:10:0	£4:10:0	イバダン(国営)
Armad-Bello Hotel	£4:0:0	£8:10:0	カドナ
Federal Hotel	£4:0:0	£8:10:0	エヌグ

* この外ラゴスにはFederal Palace, Ikoyi, Bristol, Exevesior
の一流ホテルがあるがいずれも料金は同じ
いずれも Continental Breakfast を含む

